

税務・財務・会計相談！
Q&A

クラウドファンディングの 会計処理と税務

— リスクマネー 未来への投資 —

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



「日本再興戦略」－JAPAN is BACK－が2013年6月に閣議決定され、以来、アベノミクスの第三の矢に組み込まれた「クラウドファンディング」がさまざまな角度から多くの注目を集めています。

わが国は、世界に誇れる高い技術力やアイデアが溢れているにもかかわらず、起業や新規ビジネスの創出という側面から見ると、世界のトップレベルには遠く及ばない状況にあるといわれています。こうした要因の一つとして、新規・成長企業の資金ニーズに対する金融面での対応が十分でないなど、リスクマネーの供給不足という問題が指摘されています。

このような状況を受け、日本再興戦略では、わが国における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点から、アーリーステージの新規・成長企業に対するリスクマネーの供給を促進するための取組を幅広く展開していくことが重要であり、資金調達の制度整備等が必要であるとして、2014年以降既存の規制を取り払う形で金融商品取引法などが改正されてきました。

こうした背景において、新規・成長企業にとって、新たなプロジェクトへの挑戦の敷居は低くなり、クラウドファンディングの国内市場は急速に拡大・成長を続けてきました。多くのクラウドファンディングサイトも開設され、さまざまな成功事例が多数紹介されるなど魅力的な市場として展開されています。

それでは、今後パワーアップし続けることが予想される魅力あるこの市場に、当事者として足を踏み入れた場合、会計処理や税務申告はどのようになるのでしょうか。そこで今月号では、クラウドファンディングに参画する場合の会計処理や税務について見ていきたいと思います。

〔質問1〕

クラウドファンディングとはどのようなものですか。

〔回答〕

クラウドファンディングは、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、ソー

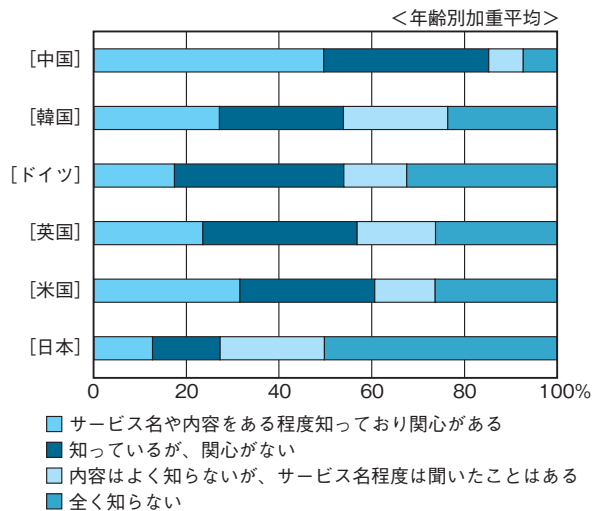
シャルファンディングとも言われます。一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」¹を指すものとされており、国際的に明確な定義付けがされているものではありません。

日本産業再興プラン²のトップ「緊急構造改

革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」にベンチャー投資・再チャレンジ投資促進が掲げられています。クラウドファンディングは、技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化し、地域のリソースを活用するための有効な方策の一つとして掲記されています。つまり、ベンチャー企業などのプロジェクトを実現するため資金調達の方法を多様化し、クラウドファンディングなどを例に投資促進の体制を構築していこうというものです。この体制整備については、規制を緩和する金融商品取引法などの改正案が2014年5月23日に国会で可決成立しています。

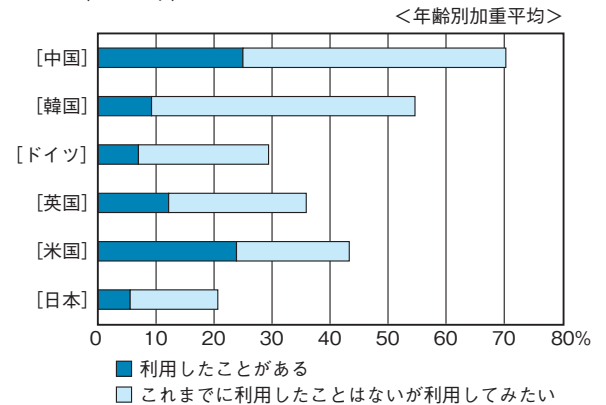
クラウドファンディングの各国の認知度を比較すると、2016年で図1のような調査結果が示されており、日本の認知状況が他の5か国と比べ低かったものの、それでも「内容はよく知らないが、聞いたことはある」を含めると約5割が認知している状況のようです。「サービス名や内容がある程度知っており関心がある」に注目すると、中国

図1：クラウドファンディングの認知度（2016年）



出典：総務省「IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究」（平成28年）より作成。

図2：クラウドファンディングの利用率・利用意向（2016年）



出典：総務省「IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究」（平成28年）より作成。

（49.7%）、米国（31.5%）で高い結果となっています。

また、2016年のクラウドファンディングの利用率及び利用意向の国際比較図について見ると、図2に示されるように、わが国においては、利用率、利用意向共に各国と比較して最も低い結果となっています。

しかし、国内クラウドファンディングの市場規模は5年間で急速に拡大し、新規プロジェクト支援額ベースにおける2016年度の国内市場規模は、前年度比96.6%増の746億円となっています³。一方、世界におけるクラウドファンディング市場は、アメリカやヨーロッパを中心に拡大しており、2015年度で約3.5兆円と推定されています。

〔質問2〕

クラウドファンディングの具体的な仕組みはどのようになっていますか。

〔回答〕

現在、わが国において展開されているクラウド

1 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等について」平成26年2月24日／金融審議会金融分科会報告（案）において、「クラウドファンディングについて、現時点で定まった定義があるものではないが、一般に、「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すといわれている。」という記載があります。

2 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」平成25年6月14日

3 出所：日本経済新聞（2017/9/7 12:00）プレスリリース／資料名：「2017年版 国内クラウドファンディングの市場動向」矢野経済研究所 https://www.nikkei.com/article/DGXLRS456437_X00C17A9000000/

ファンディングは、資金提供者に対するリターン
の形態によって、概ね「寄付型」「購入型」「投資
型」の三つに大別されています。さらに投資型に
ついては「貸付型」「ファンド型」「株式型」に分
けられます。このうち、「ファンド型」のものと
「株式型」のものについては、金融商品取引法の
規制対象とされています。

一般の人々から広く金銭を集める仕組みは、古
くから存在していました。わが国では、寺院の建
立や修繕などのために、信者や有志者からその費
用を奉納してもらう「勧進」という仕組みがあり
ました。また海外では、ニューヨークの自由の女
神像の台座建設資金の寄付を一般大衆に呼び掛け、
資金集めに成功したという事例が有名です。

このように、一般の人々から資金を集める仕組
み自体は古くからあるものですが、現在のクラウ
ドファンディングは、クラウドソーシングを原点
として、インターネットを活用することによりさら
に広く少額の出資を募るといったコンセプトによ
っているという点で区別されます。

クラウドファンディングは、資金を調達しプロ
ジェクトを実行するプロジェクト実行者である「資
金調達者」、資金を提供する「資金提供者」、イ
ンターネット上でサイトを運営し、両者をつなぐ
役割を担う「プラットフォーム事業者」の三者
によって成り立っています（それぞれの呼称は
国際的にも固定されているものではありません）。
一般にクラウドファンディングをする際には、資
金調達者と資金提供者を結び付けるためのプラ
ットフォームである「クラウドファンディングサイ
ト」を通じて行われる点が特徴的です。

〔質問3〕

「購入型」クラウドファンディングの概要と
その会計処理や税務上の取扱いについて教えて
ください。

〔回答〕

1. 「購入型」クラウドファンディングとは

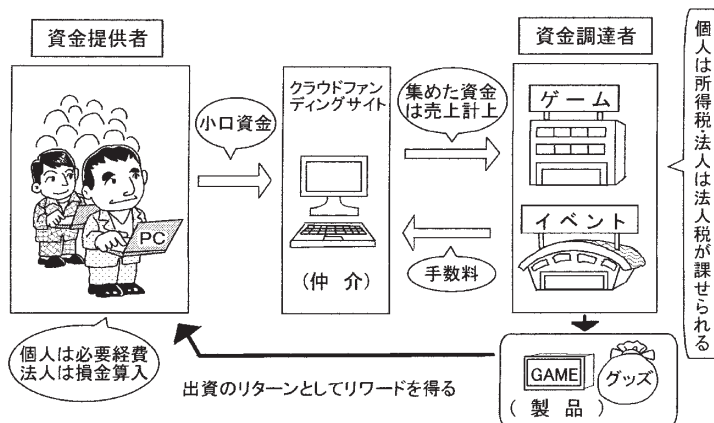
購入型では、資金調達者がプロジェクト実施
後に、資金提供者にリワード（reward：モノや
サービス）を提供します。そのリワードは極めて
多様で、定式化された分類は存在しません。資金
提供者が出資のリターンとしてリワードを得ると
いうことは、実質的にはお金を出してモノやサー
ビスを買っているのと何ら変わらず、資金提供者
にとってはEC（電子商取引）と同じ状況を意味
します。

わが国では、募集期間内に購入申込額が目標金
額に到達しない場合には、資金調達者への資金提
供は行われず、資金提供者に返還される「All or
Nothing方式」を採用しているプラットフォーム
事業者が多いようです。購入型の資金提供者のリ
スクとしては、期待したリワードが提供されない
ことなどが考えられます。また、資金調達者のリ
スクとしては、プロジェクトのアイデアなどの
流出・盗用などが挙げられます。

2. 「購入型」の会計処理及び税務上の取扱い

① 資金調達者の会計処理と税務

購入型クラウドファンディングは、税法上、モ
ノの販売やサービスの提供などと同様の扱いにな
ります。したがって、クラウドファンディングに
よって集まった資金は全て売上として計上します。



その売上から、プロジェクトの実施に要した原価や人件費、プラットフォーム事業者に支払う手数料などを控除した利益が課税の対象となります。資金調達者が個人の場合には所得税が、法人の場合には法人税がそれぞれ課せられます。

② 資金提供者の会計処理と税務

購入型クラウドファンディングを個人で行う場合は、通常の消費者行動と同じように、何らの会計処理も申告も必要ありません。個人事業主として行う場合で、そのモノやサービスが事業に必要なものであれば、提供した資金の額をその事業の必要経費に算入することができます。法人が行う場合にも、事業に必要なものであればその法人の費用として計上し、損金に算入することが可能です。

ただし、出資した金額に対してリターンの価値が明らかに低いという場合には、購入型ではなく、寄付型とみなされる場合があります。

【質問4】

「寄付型」クラウドファンディングの概要とその会計処理や税務上の取扱いについて教えてください。

【回答】

1. 「寄付型」クラウドファンディングとは

寄付型では、資金調達者が、資金提供者から寄

付を受けてプロジェクトを実施しますが、モノや金銭などのリターンがないという点が特徴です。資金調達者からは資金の活用状況等を記載したニュースレター等が送付されるのが一般的です。また、寄付者の銘板等への記名や、物品提供などのお礼を付与するケースもあります。主な資金調達者は、NPO法人等の非営利団体で、難病患者支援、被災地支援、途上国支援などの社会問題に取り組む団体などが多いようです。

そもそも寄付なので資金提供者（寄付者）のリスクは無いとも言えますが、期待していた活動がなされないというリスクがあります。

2. 「寄付型」の会計処理及び税務

わが国では、寄付や贈与といった無償の供与という行為に纏わる税法が非常に複雑になっていることから、寄付型のクラウドファンディングについては、会計処理や税務について十分な注意が必要です。その対応は、資金調達者と資金提供者がそれぞれ個人か法人かによって全く異なります。以下ではその異なる会計処理と税務について見ていきます。

(1) 資金調達者と資金提供者がいずれも個人の場合

個人 ⇒ 個人

① 資金調達者の税務

個人から個人に寄付が行われた場合、税務上は贈与税の課税対象となり、110万円を超える資金

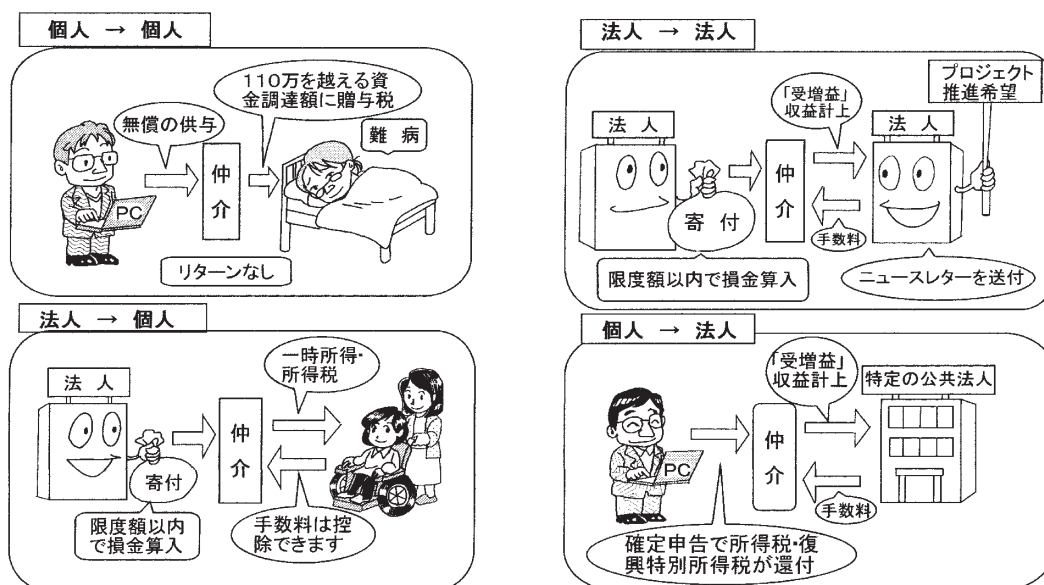


表1：贈与税の計算と税率（暦年課税）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

出所：国税庁／平成29年4月1日現在法令等 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/zoyo/4408.htm>

調達額に贈与税が課されます。

[贈与税の計算方法]

$$\text{贈与税} = (\text{贈与額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率}$$

② 資金提供者の税務

個人への寄付については、寄付金控除等の特典はありません。

(2) 資金調達者が個人で資金提供者が法人の場合

法人 ⇒ 個人

① 資金調達者の税務

一時所得となり所得税が課せられます。プラットフォーム事業者に支払う手数料は「収入を得るために支出した金額」として控除することができます。一時所得の特別控除（50万円）を差し引いた金額の1/2に税率を掛けたものが税額です。

[所得税の計算方法]

$$\text{所得税} = \{ \text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額 (最高 50 万円)} \} \times 1/2 \times \text{税率}$$

② 資金提供者の会計処理と税務

法人が資金提供を行ったときに寄付金として費用に計上します。ただし、法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。限度額を超える金額については損金に算入されないので注意が必要です。

[一般の寄附金の損金算入限度額]

$$\text{損金算入限度額} = [\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100] \times 1/4$$

注：所得の金額は、支出した寄付金の額を損金に算入しないものとして計算します。

(3) 資金調達者と資金提供者がいずれも法人の場合

法人 ⇒ 法人

① 資金調達者の会計処理と税務

法人が資金提供を受けたときに、受増益として収益計上することになります。

提供された資金は、プロジェクトを実行するために必要な資金としてその支出に充てられ費用計上することになりますので、受増益の収益計上により特段税務上の問題が生じることはないと思われます。

② 資金提供者の会計処理と税務

(2)②と同様、法人が資金提供を行ったときに寄付金として費用に計上し、損金算入限度額を超える金額については損金に算入されないこととなります。

ただし、資金調達者も法人であることから、指定寄付金や特定公益法人に対する寄付に該当する場合には、損金算入限度額が増えることとなります。

●国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

●特定公益増進法人に対する寄附金は、①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額と、②特別損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

●認定NPO法人等に対する寄附金（指定寄附金に該当するものを除きます。）は、特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入額を計算します。

(4) 資金調達者が法人で資金提供者が個人の場合

個人 ⇒ 法人

① 資金調達者の会計処理と税務

(3)①と同様、法人が資金提供を受けたときに、受増益として収益計上し、プロジェクト実行のための支出は費用計上されることとなります。

② 資金提供者の税務

(1)②と同様ですが、資金調達者が特定の公共法人などである場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

資金調達者が国や地方公共団体などである場合は、寄付金控除の適用を受けることができます。また資金調達者が認定NPO法人や公益社団法人などである場合については、寄付金控除（所得控除）と寄付金特別控除（税額控除）のどちらか有利な方を選択適用することができます。

● 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除額 = 特定寄附金の額の合計額 - 2,000円

● 寄附金特別控除（税額控除）

① 認定NPO法人等寄附金特別控除

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = (認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

② 公益社団法人等寄附金特別控除

公益社団法人等寄附金特別控除額 = (公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

注1：寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2：特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3：2,000円は、寄附金控除と寄附金特別控除とを合わせた金額です。

〔質問5〕

「投資型」クラウドファンディングの概要とその会計処理や税務上の取扱いについて教えてください。

〔回答〕

1. 「投資型」クラウドファンディングとは

投資型は、資金提供者に対する金銭的リターンがあるもので、「貸付型」「株式型」「ファンド型」があり、それぞれ次のような特徴があります。

(A) 貸付型は、集めた資金を貸付けの方法で資金調達者に提供するもので、プラットフォーム事業者は、貸金業法上の貸金業者登録を必要とします。また、匿名組合契約など出資を募

るものである場合は、第二種金融商品取引業者の登録が必要になります。

(B) 株式型は、株式（特に未公開株）発行の方法で資金を集めるもので、プラットフォーム事業者は、第一種金融商品取引業者の登録が必要です。

(C) ファンド型は、ファンド持分を購入させる方法で資金を集めるもので、プラットフォーム事業者は、第二種金融商品取引業者の登録が必要です。また、投資運用業者の登録も必要となる場合があります。

世界のクラウドファンディング市場において貸付型の占める割合はおよそ7割とされ、クラウドファンディング市場における牽引役となっています。

資金提供者のリスクとしては、事業の不振や失敗、ビジネス環境の変化等により、出資金の元本割れが生じることなどが挙げられます。また、流動性に乏しく、換金ができないことがあります。資金調達者のリスクとしては、購入型と同様、アイデアの流出・盗用のリスクがあります。

2. 「投資型」の会計処理及び税務

① 資金調達者の会計処理及び税務

資金調達者が資金を授受した時点で、貸付型については「借入金」などの科目で処理し、株式型・ファンド型については、通常の新株発行同様の処理として「資本金」などの科目で処理をすることになると思われます。いずれも貸借対照表の貸方科目です。

資金調達者が資金を授受した時点で課税はありませんが、資金調達者が事業を通じて利益が生じた場合、法人については「法人税」、個人事業主については「所得税」が課せられることとなります。

② 資金提供者の会計処理及び税務

資金提供者が資金を投入した時点で、貸付型については「貸付金」などの科目で処理し、株式型・ファンド型については、通常の新株発行と同様の処理として投資科目で処理をすることになると思われます。いずれも貸借対照表の借方科目です。

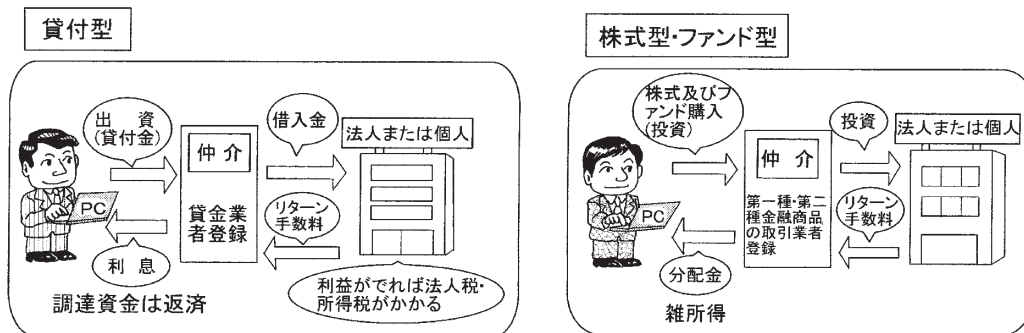
貸付型やファンド型で、匿名組合から支払われる分配金については、資金提供者が法人の場合には収益計上となり、個人の場合には、雑所得とし

て総合課税の対象となります。給与所得と退職所得以外の所得が20万円超の場合は確定申告を行わなければなりません。分配金から控除された源泉徴収税は確定申告により還付される場合があります。

法的には資金調達者と匿名組合員間の契約となり、匿名組合に課税されることはありません。資金調達者が匿名組合員である資金提供者に分配する金銭（利益）は、法人税法上の損金、所得税法上の必要経費とすることができます。

表2：クラウドファンディングの会計処理と税務

	リターン	資金調達者		資金提供者		消費税	その他
		会計処理	税務	会計処理	税務		
購入型	モノ/サービス	売上	個人：所得税・贈与税 法人：法人税	仕入	個人：所得税・贈与税 法人：法人税	課税	特商法の表記 必要 瑕疵担保責任
寄付型	なし	受増益	個人：贈与税 法人：法人税	寄付金	法人：損金算入限度額 <国・地方公共団体への寄付> 個人：寄付金控除 <認定NPOへの寄付> 個人：寄付金特別控除	不課税	総務大臣通知 規制
投資型	貸付型	利息	個人：所得税 法人：法人税	貸付金	個人：所得税 法人：法人税	不課税利息 は非課税	調達資金の返 済
	ファンド型	配当金		投資科目		不課税	
	株式型	配当金		投資科目		不課税	



本稿で参照した資料等は、以下のサイトでご確認いただけます。

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」平成25年6月14日

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-(案)

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0630/shiryo_02.pdf

「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等について」平成26年2月24日/金融審議会金融分科会報告(案)

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20140224/01.pdf

「『ふるさと投資』の手引き」2015(平成27)年5月/「ふるさと投資」連絡会議

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/furusato/kaigi/tebiki_honnpn.pdf

「クラウドファンディングを活用したまちづくり事業への支援制度について」平成28年2月19日/国土交通省都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/furusato/kaigi/dai6_siryou.pdf

平成28年版 情報通信白書のポイント「特集 IoT・ビッグデータ・AI~ネットワークとデータが創造する新たな価値~」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>